

第六十一回国会 法務委員会 議録 第三号

昭和四十四年二月二十七日(木曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 大村 襄治君

理事 田中伊三次君

理事 濱野 清吾君

理事 神近 市子君

大竹 太郎君

渡海元三郎君

松野 幸泰君

山田 太郎君

理事 進藤 一馬君

理事 永田 亮一君

理事 猪俣 浩三君

鍛冶 良作君

中村 梅吉君

中谷 鉄也君

松本 善明君

出席國務大臣

法務 大臣 西郷吉之助君

出席政府委員

法務政務次官 小澤 太郎君

法務大臣官房長 辻 辰三郎君

法務省刑事局長 川井 英良君

法務省保護局長 鹽野 宜慶君

委員外の出席者

最高裁判所事務 寺田 治郎君

総局総務局長 福山 忠義君

専門 員 福山 忠義君

二月十八日

委員松野幸泰君辞任につき、その補欠として江崎真澄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西宮弘君辞任につき、その補欠として和君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員北山愛郎君辞任につき、その補欠として和君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員畑和君辞任につき、その補欠として北山愛郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員北山愛郎君辞任につき、その補欠として畑和君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員坂田英一君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として松野幸泰君及び中谷鉄也君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員松野幸泰君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として坂田英一君及び柳田秀一君が議長

の指名で委員に選任された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二五三人」を「一、二六八人」に、「七三四人」を「七六二人」に改める。

第二条中「二万九百二十六人」を「二万四千四百五人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、刑事及び簡易裁判所刑事並びに裁判官以外の裁判所職員の数に改める必要がある。これは、この法律案を提出する理由である。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「九人以下」を「十二人以下」に改める。

第十四条(見出しを含む)、第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項及び第二項中「地方委員」を「委員」に改める。

第十七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十九条、第三十条第二項及び第三項並びに第四十五条第五項中「地方委員」を「委員」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由

地方更生保護委員会における仮釈放の審理その他の事務の適正化及び能率化を図るため、同委員会を組織する委員の定数を増加するとともに、同委員会の事務局に専任の事務局長を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋委員長

まず、両案について政府に提案理由の説明を求めます。西郷法務大臣。

○西郷國務大臣

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

この法律案は、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、高等裁判所における訴訟事件の適正迅速な処理をはかるため、刑事の員数を十五人増加し、また、簡易裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の増加に対処するため、簡易裁判所刑事の員数を二十八人増加することにいたしました。

第二点は、裁判官以外の裁判所職員の員数の増加であります。これは、下級裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官を増員しようとするものでありまして、合計百十九人を増加することにいたしました。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、刑事及び簡易裁判所刑事並びに裁判官以外の裁判所職員の数に改める必要がある。これは、この法律案を提出する理由である。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「九人以下」を「十二人以下」に改める。

第十四条(見出しを含む)、第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項及び第二項中「地方委員」を「委員」に改める。

第十七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十九条、第三十条第二項及び第三項並びに第四十五条第五項中「地方委員」を「委員」に改める。

この法律案による改正の要点は、地方更生保護委員会における仮釈放の審理その他の事務処理の一その適迅速化をはかり、また、同委員会の事務局の事務処理の効率化をはかるため、現在三人以上九人以下の委員をもって組織することに、なっている委員会を三人以上十二人以下の委員をもって組織することに改めるとともに、法務大臣の指名する委員が事務局長を兼務することとされているのを改め、専従の事務局長を置くこととするものであります。

これにより、委員八人及び専従の事務局長八人の増員が見込まれるわけでありますが、これは、事務局の内部組織の合理化をはかるため、地方更生保護委員会事務局組織規程(昭和二十七年法務省令第三号)の改正により廃止することを予定している事務局部長の定数十六の組みかえ措置によって行なうこととしております。

以上が、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の改正の趣旨でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御可決あらんことをお願いする次第であります。

○高橋委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○高橋委員長 次に、法務行政に関する件及び檢察行政に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。松野幸泰君。

○松野(幸)委員 私は、昨年十一月、岐阜県で起きた大垣土地改良区安井工区の前大垣市会議長安井工区長横谷の業務上横領事件について、お尋ねしたい。

法務省は、この事件について報告を受けておられますかどろか。受けておられましたら、その内容について差しつかえない限り詳細に公表していただきたい。

○川井政府委員 若干の報告を受けております。

内容は、本年一月二十二日に大垣の警察署から岐阜地検の大垣支部が事件の送致を受けまして、取り調べをいたしました結果、二月十日に業務上横領という容疑でもって起訴をいたしてあります。もちろん被告人の身柄を勾留の上で起訴いたしましたわけでございます。

公訴事実の要点でございますが、たゞいま御指摘になりましたこの安井工区長である被告人が、業務として保管しておいた金のうち六千万円をほしいままに自己の用途に費消して横領した、こういう容疑で起訴をいたしてあります。その程度の報告を受けております。

○松野(幸)委員 横谷工区長の横領金額については、たゞいまのお話で大体承知しましたが、いまのお話の中には重大な事柄が抜けております。すなわち、安井工区をめぐらうわさが地元で話題になり始めたのは、一昨年四十二年の十一月ごろで、横谷工区長が工区金の一億五千万円か二億円ぐらいを横領して大阪方面に土地を買っているらしいという内容のうわさが広がったため、同工区の役員が調査したところ、昨年十一月の二十日、横谷工区長は工区金の流用を認めて、同二十八日までの返済を約束したが、それが不可能となり、十一月二十七日、県公安委員長である西邊運

輸田口社長のおいの結婚式場へ平野岐阜県知事が大垣市議会議員、安井工区長である横谷を同行しておもむき、その内容を全く説明せずに田口社長に返済延期の仲介役を頼んだといわれる。翌二十八日夜、横谷は、岐阜県知事平野三郎、県公安委員長田口利八、大垣市長山本庄一氏らとともに工区の役員会に出席した。田口公安委員長は、そこで初めて工区金の金をめぐらう事件であることを知り、驚き、仲介役を断わって退席した。その後十二月六日には、岐阜県議会でもこのことが表面化した。このことは、さらに十二月七日の岐阜県

県議会における議事録でも明らかであるが、横谷とともに仲介を田口公安委員長に依頼した平野知事は、横谷の犯罪を知りながらそののみ消しを

はかり、事態を承知しておつて取捨のために狂奔したものとされるが、当局は平野知事についてその間の事情を聴取されたかどろか。また、重大犯人を擁護するがごとき態度は、法に触れるものではないかと思ひ、どうですか。

先ほどの答弁の中で使途不明金の御説明がなかつたのでございますが、いま新聞紙上の報道によりまして、数千円の使用不明金ということが出ておりますが、使途不明金については、今後明らかにできるのかどろか、その辺のお見通しを承りたい。

四十四年一月二十一日の中部日本新聞によりまして、「これ迄の調べでも横領金額の一部がまだにはつきりせず、ましてや使途について不明な点が多かつた。横谷逮捕によつてこの点がはつきりするほか、横領金の弁償にあつたという私有財産関係が明らかになり、再建築が具体化する一方、横領金の一部が政治資金などに流れ、横谷が捕わると困る人があるのではないか、など黒い霧があると云う疑念も多くの市民が抱いている。」と明記してありますが、この記事のごとく、市民のすべてが深い疑念を抱いておられますので、使途不明金については徹底的に究明して、全貌を明らかにしていただきたい。

次に、この横領事件で横谷の犯罪のみ消しをはかつた疑いがあるとして県民の疑念を買っている平野知事は、最近他の事件で岐阜地検から起訴猶予処分を受けている人だ。この人平野県知事と岐阜地検大島検事は、二度にわたつて、一回は一流料亭で、一回は個人宅で囲碁の対局をしておられる。もちろん検事正であるから任地の市民と囲碁をしてはならぬ等とやばなことを言うつもりは毛頭ありませんが、一回目の一昨年四十二年十二月には、当時検事正が取り調べ中の被告人と高級料亭で対局し、しかもこれが堂々と新聞一面に数枚の写真入りで報道されている。このときも県民から猛烈な抗議があり、私もやむを得ず検事正にその新聞を示して自重方を促しておきました。

ところがまた今回は、横谷事件で県民の疑念を受けている平野知事と、その横谷が終戦後肥料の横流しをして罪を犯したころの県庁の肥料の割り当て当事者であつたといわれる農務課長で、現在県共済連会長の小島氏の宅で、横谷逮捕後のこの二月五日に対局をしておられ、これがまた新聞紙上に明記されております。県民は実にあつげにとられたかどろかでありまして、のみ消しをはかつたと思はれる本人と取り調べをせねばならぬ検事正が、仲よく碁を打つておつてくれば、適正な事件の捜査などできるものか、使途不明金はきつとそのうちにやむやに終わつてしまふであろうと、怒りを込めてながめております。

一体、検察当局者がこんなことでよいのであります。法務大臣はどうお考えになりますか。これらの事実を承知しておられますか。前に私が検事総長に御注意申し上げたときは、何らかの処置をされましたか。こんな事実が二度もタイミングを合わせたように事件中に新聞に報道されていいますが、検察の網紀から見て、この事実をどう受けとめられますか。検察に対する県民の不信を回復するために、法務大臣はどう処理されますか、承りたい。

○川井政府委員 大臣にお尋ねの点もございまして、こまかい点、私からお許ししたきたいと思ひます。

最初に御質問になりました本件についての詳しい事情でございますが、実は私もこの事件の背景についてある程度また別の面からの報告に接しておりますので、いろいろ若干のことは承知しておりますので、いろいろ若千のことは承知しておりますので、一部を証証固めができました。そして使途不明金といわれるものの中から、先ほどあげましたように、とりあえず六千万円についての証拠が十分だということで、一部裁判所のほうに起訴を検事がいたしてあります。そうしますと、まだ余罪と申しますか、若干の疑問のある部分が残つておりますので、その残つている疑問の部分については、引き続き警察と検察庁とが協力して

と、怒りを込めてながめております。

一体、検察当局者がこんなことでよいのであります。法務大臣はどうお考えになりますか。前に私が検事総長に御注意申し上げたときは、何らかの処置をされましたか。こんな事実が二度もタイミングを合わせたように事件中に新聞に報道されていいますが、検察の網紀から見て、この事実をどう受けとめられますか。検察に対する県民の不信を回復するために、法務大臣はどう処理されますか、承りたい。

○川井政府委員 大臣にお尋ねの点もございまして、こまかい点、私からお許ししたきたいと思ひます。

最初に御質問になりました本件についての詳しい事情でございますが、実は私もこの事件の背景についてある程度また別の面からの報告に接しておりますので、いろいろ若干のことは承知しておりますので、一部を証証固めができました。そして使途不明金といわれるものの中から、先ほどあげましたように、とりあえず六千万円についての証拠が十分だということで、一部裁判所のほうに起訴を検事がいたしてあります。そうしますと、まだ余罪と申しますか、若干の疑問のある部分が残つておりますので、その残つている疑問の部分については、引き続き警察と検察庁とが協力して

と、怒りを込めてながめております。

一体、検察当局者がこんなことでよいのであります。法務大臣はどうお考えになりますか。前に私が検事総長に御注意申し上げたときは、何らかの処置をされましたか。こんな事実が二度もタイミングを合わせたように事件中に新聞に報道されていいますが、検察の網紀から見て、この事実をどう受けとめられますか。検察に対する県民の不信を回復するために、法務大臣はどう処理されますか、承りたい。

○川井政府委員 大臣にお尋ねの点もございまして、こまかい点、私からお許ししたきたいと思ひます。

目下取り調べ中である、こういう報告になってお  
りますので、近い機会に、その残った分について  
起訴になるか、不起訴になるか、いまから予断は  
許しませんけれども、何らかの検察庁の判断が明  
らかになると思いますが、いまここで最初の御  
質問にお答えいたします。その内容について当  
局としてはこう思うのだという事は、ここでは  
ちょっと申し上げかねますので、この点はひと  
つもうしばらく御猶予をいただきたい、こう思  
うわけでありませぬ。

それから、あと使途不明金がそれじゃ幾らばか  
りあるのだということですが、これもいま  
ま六千万円起訴した、ほかにも若干あるという報  
告がきておりますけれども、はたして具体的に何  
億円あるのか、何千万円あるのか、その辺につ  
いてはまだ詳しい報告に接していませんが、と  
かく若干の疑いの部分が残っております、こうい  
うことでは、もうしばらくその辺につきま  
してその程度でひとつごらんをいただきます  
たい、こういうふうに思っております。

それから、これは一部起訴になっておりますの  
で、御承知のとおりすでに裁判所で係属してい  
る事件でございますし、まだ公判が開かれており  
ませんので、国会でもって私どもの立場からい  
ろとその内容に立ち入って議論をいたしますこ  
とは、これから開かれる公判にもいろいろ影響が  
あるか、こういふふうに思いますが、裁判の  
公正という面から見ても、具体的な点につ  
いての説明については、そういう面からもうし  
ばらくお待ちをいただきたい。これは私からのお  
願いでございます。

それから二番目に、岐阜の検事正が、たまたま  
問題になっておるその知事との間に囲碁の対局を  
二回にわたってしておるのではないかと、そうい  
うようなことが、本件についても、あるいはもう一  
つの問題になっておる知事が被告人になっておる  
事件についても、県民の立場から然然としないも  
のがあるが、どうだろうか、こういふふうな御  
質問でございますが、これにつきまして

も、いろいろ最高検察庁を通じて、その内容  
について一応の調査をしてみました。結論とい  
たしましては、二回平野知事と大島検事正とが囲  
碁の対局をしたという事は、そういう事実が周  
知でございます。そのいきさつは、地元の新開  
紙が、たまたまそういう県の中における知名な役  
人が両方ともかなり善が強いようございませ  
んが、そういう名士を戦わせて、その棋譜を新聞紙  
に載せたい、こういふふうな希望でもって両者を  
説得して、そして公明正大に囲碁の対局をさせ  
て、その棋譜なりあるいはそれにまつわるエビ  
ソードなりを新聞に連載した、二度ともそういう  
ケースだそうございまして、これはいろいろ考  
えようございませぬけれども、そういうふうな明  
朗なガラス張りの囲碁の対局であります。いろ  
ろ事情はありましようが、私どもの立場といたし  
ましては、検事正としてもまあその程度の交  
友関係なりあるいはその行動なりというふうなこ  
とが許されていいのじゃなからうか、こういふ  
うなことでは、最高検察庁も、法務省のほうも、私  
から大臣に詳しく御報告を申し上げてありますけ  
れども、そういうことであるならば、これはよく  
お話をして、そして御了解をいただくべき筋合  
いのものでなからうかというふうなことで、調査  
の結果はそういうことでございます。したがいま  
して、私もいまままで調査の結果では、決してそ  
ういふことがあったためにこの事件の追及をゆる  
めていくとかいうようなことはございませぬで、  
身柄をきちんと勾留いたしました。そして調べ  
て、そして一部を起訴し、さらに余罪を追及中  
だ、こういふことではございませぬので、そうい  
うような行動面からも一応ぜひ御了解を賜わりたい、  
こういふふうに思っています。

○松野(幸)委員 たいま御説明の中で、一回  
は、確かにこれは一流料亭で新聞社の主催でやり  
ましたけれども、二回目は、私説明しましたよう  
に、かつて肥料の横流し事件のときに配給に關係  
のあった前農務課長、そのときに罪を犯して刑に  
処せられ、執行猶予になりましたけれども、その

人のうちで、最近この事件の最中に囲碁をや  
つた、この問題はどうかということですが、私別に  
これを特に強く申し上げるわけじゃありません  
が、県民としては、こういふふうな時期の悪いと  
き、ことさらこういふことをお選びになったと  
は思いませんけれども、そういうことについて、  
検察当局の威信を今後守っていく上において、私  
は十分御配慮あつてしかるべきだと思つていま  
す。そこで、最後にもう一点お尋ねしたいと思  
います。先ほどの御答弁によりまして、横谷前大  
垣市議会議長の横領金は六千万円くらいとい  
うふうな御話でしたが、もうすでに新聞紙に出た  
だけで約三億円くらいになっております。その他  
警察当局によつてまだこれくらいになるだろうと  
いうことが、県議会のほうで、これは表面に出せ  
ることかどうかわかりませんが、まあ七億円くら  
いになるではなからうか、こういふようなこと  
をいっております。これは、約三億円というの  
で新聞に出ましたから、六千万円という金額で  
はないことを申し添えておきたいと思つていま  
す。

そこで、あれほど世間が大騒ぎをしました日通  
事件を思い出していただきたいと思つて、特  
捜本部を設けて、検察が全力をあげて当たられ  
た事件でさえ、数人の人が業務上横領で起訴さ  
れた金額は二億九千万円あります。しかも、直  
接市民がこのために被害を受けたというものは少  
なかつたと思つております。この横谷事件は、  
市議会議長であるという要職にあるということも  
ありまして、その主役が政治の責任者である立場  
もあつて、この人一人によつて日通事件を相当上  
回るような金額が横領され、しかもこのために直  
接被害を受けた農民は多数にのぼるのであります  
。善良なる農民の中には、一人で三千数百万円  
の被害を受けているものさへあります。この意味  
におきまして、地檢の一支隊のみをもってこの事  
件の処理に当たらせることに、大きな無理がある  
のではなからうかと、私は思つております。当局は、  
岐阜地檢の総力をあげて、また中央からも応援させ  
る等、この事件の糾明のためにもう少し力を注が

れるべきではないかと思つて、このようにお  
考えでございますか。

最後に、私がいま申し上げましたような背景の  
もとに、横谷事件については県民が徹底的な糾明  
を望んでおりますので、あくまで使途不明のまま  
に終わるといふようなことのないように、嚴重に  
捜査を進めていただきたい。私の聞いております  
話では、使途不明金が約六千万円あつて、二千  
万円ぐらゐは酒を飲んだり、女を買つたりとい  
うようなことではつじつまがどうにか合はせられ  
たが、四千万円は相当くさいにおいがする、こうい  
うふうに聞いております。そこで、そうでない  
と、検察のちろんこれは威信の問題で、十分おや  
りになっておると思つて、事岐阜県においては  
そういう心配があるということを申し上げまし  
て、私の質問を終わりたいと思つています。

○小澤(次)政府委員 検察官の私的な交際の範囲  
の問題について法務大臣の所見を問われたので  
ございませぬが、大臣にかかりまして申し上げたい  
と思つています。

検察官が、国家公務員の一人として公私を明ら  
かにする、そして不偏不党、ことに検察の指揮に  
当たたる者が疑惑を受けるようなことのないよう  
に、十二分に注意すべきことは当然でございま  
す。また一面、松野先生も私も県知事をやつてお  
りまして、検事正との交際は盛んにやつた御経験  
があると思つて、検察の責任者として検事を  
指揮いたしております立場にある者が、やはり  
みずからの世界のみならずから狭めるといふことな  
しに、できるだけ広く交際をし、見識を広めるとい  
うことが、検察指揮の上において非常な効果をも  
たらすことあり得るといふことではございませぬ  
。一がいになかなか申しかねることではござい  
ませぬが、そういうふうなことで十分に戒心をしな  
がら、かつまた広く、検察がからに閉じ込めらな  
いような立場に立たなければならぬといふような  
点も御察察をいただきたいと思つています。また私  
は、そのことが正しいのではないかと、かように考  
へます。

具体的な例につきましては、先ほど刑事局長から御答弁申しましたとおりでございます。さらにはいまこれは係属中の事件でございますし、調査いたすべきことはさらに調査いたしたいと思ひます。

○高橋委員長 本日は、これにて散会いたします。  
午後三時五十九分散会